

広島県教育委員会教育長告示第七号

広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則（平成十九年広島県教育委員会規則第二号）第五条第二項の規定によって、広島県立総合体育館の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年四月十九日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

財団法人広島県教育事業団 理事長 山田穂積

2 主たる事務所の所在地

広島市中区基町四番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
財団法人広島県教育事業団		理事長 吉田貞之	財団法人広島県教育事業団		理事長 山田穂積

三 変更年月日

平成十九年四月一日